

令和 8 年度 奄美市
地域経済循環創造事業
選定要領

令和 7 年 9 月
奄美市

1 目的

本要領は、地域資源を活かした先進的で持続可能な事業化の取組を促進し、地域での経済循環を創造するため、総務省所管の地域経済循環創造事業への申請を目指す事業(以下「申請事業」という。)の選定について必要な事項等を定める。

2 奄美市地域経済循環創造事業補助金

(1) 概要.

申請事業のうち、総務省において交付決定を受けた事業について、奄美市地域経済循環創造事業補助金交付要綱に基づき、予算の範囲内において、補助金を交付する。

(2) 対象事業

次の各号のいずれにも該当する持続可能な事業を行うために、事業者等が初期投資を行う事業(以下「補助金事業」という。)を実施する場合に、補助金を交付する。

ア 産官学金の連携により、地域の資源と資金を活用した地域密着型の事業であること。

イ 事業の実施により、本市の抱える公共的な地域課題への対応の代替となること。

ウ 他の同様の公共的な地域課題を抱える地方公共団体に対する高い新規性・モデル性があること。

エ 下記(3)に規定する補助対象経費のうち、事業者等が地域金融機関、日本政策金融公庫から受ける融資額又は一般財団法人地域総合整備財団の支援を得た地方公共団体から受ける無利子の貸付額の総額が下記(4)に規定する補助金額と同額以上であり、当該融資は無担保(補助金事業により取得する財産に抵当権その他の担保権を設定する場合を除く。)の融資であること。なお、経営者が事業者等の連帯保証人(経営者保証)となっていない融資であること。

(3) 補助対象経費

補助金交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、地域経済循環創造事業交付金交付要綱(平成 25 年 2 月 27 日付け総行政第 29 号総務大臣通知)による交付金の交付決定の日から同要綱第 12 条に規定する実績報告をした日までに要した次の表に掲げる経費とする。

経費の区分	内容
施設整備費	事業の遂行に必要な建物、建物付属設備および構築物に係る設計、工事監理、建築工事、修繕及び購入に係る経費。ただし、用地取得費は除く。
機械装置費	事業の遂行に必要な機械装置に係る設計、工事監理、修繕、購入及びリース・レンタルに係る経費 (事業の遂行に必要な著作権等の無形資産の取得等に要する経費を含む)
備品費	事業の遂行に必要な備品の購入及びリース・レンタルに係る経費
調査研究費	事業の遂行に必要なものとして、事業者等と連携する地域の大学が行う調査研究に係る経費。ただし、事業者等が直接行う調査研究に係る経費は除く。

(4) 補助金額

補助金の額は、補助対象経費から地域の金融機関等(※)の融資額及び事業者等の自己資金等の合計額を差し引いた額とする。この場合において、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

なお、補助金額の上限額は以下のとおりとする。

ア 融資額が補助金額と同額以上 1.5 倍未満の額の場合 2,500 万円

- イ 融資額が補助金額の1.5倍以上2倍未満の額の場合 3,500 万円
ウ 融資額が補助金額の2倍以上の額の場合 5,000 万円

※地域金融機関等：日本政策金融公庫，沖縄振興開発金融公庫，奄美群島振興開発基金，第1地方銀行，第2地方銀行，信用金庫，信用組合，農業協同組合等，地域活性化ファンド，民間クラウドファンディング，ふるさと融資を利用する場合の地方公共団体

3 参加要件

申請事業の選定に参加する事業者等は，次の要件をすべて満たすこと。

- (1) 本社（本店）所在地の市税，都道府県税，所得税（個人事業主の場合に限る。），法人税及び消費税について未納がないこと。
- (2) 奄美市暴力団排除条例（平成25年奄美市条例第7号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

4 事業要件

申請事業の選定対象となる事業は，次の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 補助金事業の実施場所が本市内であること。
- (2) 国が実施する他の補助金等の交付を受けていないこと又は受ける見込みがないこと。
- (3) 本市が実施する同種の補助金等の交付を受けていないこと又は受ける見込みがないこと。
- (4) 当該年度終了見込みの補助金事業は，総務省の交付決定以降に着手し，令和9年2月26日（金）までに完了すること。
- (5) 補助対象経費のうち，事業者等が地域の金融機関等，日本政策金融公庫から受ける融資額又は一般財団法人地域総合整備財団の支援を得た地方公共団体から受ける無利子の貸付額の総額が上記2(4)に規定する補助金額と同額以上であり，当該融資は無担保（補助金事業により取得する財産に抵当権その他の担保権を設定する場合を除く。）の融資であること。なお，上記の融資及び貸付額は見込みであっても選定対象とする。
また，経営者が事業者等の連帯保証人（経営者保証）となっていない融資であること。

5 参加方法

(1) 提出書類

申請事業の選定に参加する事業者等は，市長が定める日までに以下を提出しなければならない。

- ア 奄美市地域経済循環創造事業補助金交付申請書（別記第1号様式）
イ 事業実施計画書（様式第1号）
ウ 補助金事業の工程表（任意様式）
エ 申請事業の実施にあたり遵守すべき法令等及び取得が必要な許可等の状況（任意様式）
オ 補助金事業の詳細内容がわかる資料（任意様式）
カ 補助金事業の実施場所における登記事項証明書の写し
キ 直近2年分の市税（市町村税・特別区税），都道府県税（道府県税・都税），所得税（個人事業主の場合に限る），法人税及び消費税に未納がないことを証明する納税証明書等一式
ク 奄美市地域経済循環創造事業審査会 市事前確認用チェックシート（様式第2号）

ケ その他市長が必要と認める書類

(2) 提出部数

正本 1 部 提出書類の PDF データを提出すること。

(3) 提出期間

令和 7 年(2025 年) 9 月 1 6 日(火)～1 0 月 3 1 日(金) ※必着
持参の場合における受付時間は、平日の 8 時 30 分～17 時 15 分とする。

(4) 提出先

住所 : 〒894-8555 鹿児島県奄美市幸町 25 番 8 号
奄美市 商工観光情報部 商工政策課
E-mail : work@city.amami.lg.jp

(5) 提出方法

郵送(配達証明付書留郵便による郵送に限る。提出期間内必着とする。)又は持参により提出すること。なお、提出書類の PDF データは電子メールで送付すること。

6 質問方法

申請に関する質問がある場合は、以下の書類を提出すること。なお、質問に対する回答は口頭による個別対応は行わない。

(1) 提出書類

奄美市地域経済循環創造事業補助金申請事業選定に係る質問書(様式第 1 号)

(2) 受付期間

令和 7 年 9 月 1 6 日(火)～1 0 月 1 0 日(金)

(3) 提出先

奄美市商工観光情報部商工政策課
E-mail : work@city.amami.lg.jp

(4) 提出方法

上記(3)に記載のメールアドレス宛てに電子メールで提出すること。なお、電話及び直接来庁による質問には応じない。

(5) 回答

質問に対する回答は、令和 7 年 1 0 月 1 7 日(金)を目途に本市のホームページで公表するものとし、回答は本要領と一体のものとして同等の効力を持つものとする。また、同趣旨の質問はまとめて回答する。

7 提出書類の記入方法

(1) 提出書類の様式

提出書類は所定の様式に記入の上、提出すること。

(2) 様式の入手方法

様式は、本市のホームページに掲載する。

(3) 書類作成時の書式等

ア 用紙サイズは A 4 とし、横書きとすること。

イ 文字のサイズは 12 ポイント以上で作成すること。

ウ 使用する言語は日本語とし、通貨は日本円とすること。

エ 提出書類は全て順に並べファイル等に綴じ、通しのページ数を付すこと。印刷の色は、カラー、白黒を問わない。

(4) 様式記入上の注意

ア 奄美市地域経済循環創造事業補助金交付申請書(別記第 1 号様式)の担当者について

ては、窓口となる者の連絡先等を記載すること。

イ 事業実施計画書(様式第2号)

以下のことをわかりやすく記載すること。

(ア) 産官学金の連携により、地域の資源と資金を活用した地域密着型の事業であること。

(イ) 事業の実施により、本市における公共的な地域課題への対応の代替となること。

(ウ) 他の同様の公共的な地域課題を抱える地方公共団体に対する高い新規性・モデル性があること。

(エ) 補助金の交付後は本市からの支援を必要としない持続可能な事業であること。

ウ 奄美市地域経済循環創造事業補助金申請事業選定に係る質問書(様式第1号)

(ア) 質問数に合わせて適宜、行を追加すること。

(イ) 質問数等の上限は設けない。

エ 申請事業の工程表(任意様式)

申請事業の事業内容を掲載すること。なお、申請事業は令和8年7月1日(月)以降に着手し、令和9年2月26日(金)までに完了すること。

オ 申請事業の実施にあたり遵守すべき法令等及び取得が必要な許可等の状況(任意様式)

申請事業の実施にあたり必要な以下の内容について記載すること。

(ア) 遵守すべき法令等

(イ) 取得が必要な許可等の名称及び取得スケジュール

(5) 留意事項

ア 提出書類は、申請事業の選定以外に使用しないものとする。

イ 書類の提出にかかる費用は、参加者の負担とする。

ウ 書類提出後は、事業実施計画書等の修正又は変更は認めない。

エ 提出された書類は、返却しない。

オ 提出された書類は、選定に伴う作業等に必要な範囲において、複製を作成することがある。

カ 申請事業の選定に係る情報公開請求があった場合は、奄美市情報公開条例(平成18年奄美市条例第19号)に基づき、提出書類を公開することがある。

8 選定

(1) 選定方法

ア 審査会の設置

本市が総務省所管の地域経済循環創造事業交付金へ申請する事業を選定するため、透明性及び公平性を確保し、適正に事業を選定することを目的とした奄美市地域経済循環創造事業審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

なお、審査会は申請事業の選定への参加があった場合に開催する。また、審査会は非公開とする。

イ 審査方法

事業実施計画書等の書類審査及びプレゼンテーションを総合的に審査する。

ウ プレゼンテーションにおける留意事項

①出席者は3名以内とし、本補助金事業の責任者1名は必ず出席すること。

②実施時間は、1事業者につき30分以内(プレゼンテーション15分以内、質疑応答15分以内)とする。

③プレゼンテーションは事業実施計画書（様式第2号）等を用いて行うこと。当日の追加資料の提出及び提示は認めない。

エ 審査基準

審査会の構成委員は、本市が抱える地域課題や財政等の状況に鑑み、以下の基準をもって採点を行う。なお、次の①及び②の条件に満たない場合は、申請事業として選定しない。

①総評価点数が満点（構成委員数×100点）の7割に満たない場合

②国の示す採択項目（必須）における審査項目毎の合計評価点数が満点（構成委員数×配点）の7割に満たない場合

	審査項目	評価の判断基準・着眼点	配点
国の示す採択項目（必須）	○地域の資源を活用する事業である	・名産品、特産品、又は原材料などの地域資源を活用しているか ・原材料を地域外から仕入れて製造した加工品でないか	20
	○地域金融機関からの融資を検討している	・収支計画に地元金融機関からの融資はあるか ・収支計画に妥当性はあるか	5
	○新規事業の立ち上げである	・単に生産性を増加させるものや工場を増設する等、既存事業の拡大等ではないか	10
	○地域の新たな雇用創出に期待できる事業である	・地域人材の雇用・育成等について具体的に検討されているか	15
	○地域課題の解決につながる事業である	・地域経済の活性化、関係交流人口の増加、市有財産の有効活用など本市の抱える地域課題の解決につながる事業であるか	20
	○新規性・モデル性が感じられる事業である	・前例のない取組であり同様の地域課題解決のモデル性があるか	15
市独自の採点項目	事業の実現性	・事業の内容及び戦略は具体的に計画されているか	5
	リスクの認識と回避	・事業に内在するリスクの認識及び回避策は検討されているか	5
	事業の自立性	・補助事業の完了後、自立した事業実施について検討されているか	5
合 計			100

オ 選定結果の通知

選定を受けた全ての者に対して文書により通知する。なお、結果に関する問合せ、異議申立ては受付けないとともに、選定経緯については公表をしない。

9 スケジュール

期間	内容
令和7年9月16日(火)	本要領の公表
令和7年9月16日(日) ～10月10日(金)	質問書の受付
令和7年10月17日(金)	質問書への回答
令和7年9月16日(日) ～10月31日(金)	提出書類の受付期間 ※必着
令和7年11月下旬(予定)	審査会の開催
令和7年12月上旬(予定)	選定結果を通知
令和7年9月1日(月) ～令和8年3月下旬	本市及び総務省との調整・事前相談期間
令和8年4月中旬(予定)	本市から総務省へ交付申請
令和8年6月下旬(予定)	交付決定通知
令和8年7月(予定)	補助金事業の事業着手
令和9年3月上旬(予定)	本市へ補助金事業に係る実績報告

10 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 選定の公平性を害する行為があった場合
- (3) 事業の採否の働きかけを行う目的で、事業者等又はその関係者が直接又は間接に本市職員等と接触をもった場合
- (4) 未提出書類があった場合(奄美市地域経済循環創造事業交付金申請事業選定に係る質問書を除く。)

11 留意事項

- (1) 計画内容は、原則、変更できないものとするが、総務省及び本市との調整の中で、補助金の目的を達成する上で必要があるときは、本市の承認を受けた上で変更するものとする。
- (2) 補助金額は、原則、増額できないものとする。
- (3) 提出にあたり、地域経済循環創造事業交付金交付要綱及び地域経済循環創造事業交付金に係る総務省ホームページ等を参照すること。

12 問合せ先

〒894-8555 鹿児島県奄美市幸町 25 番 8 号
奄美市 商工観光情報部 商工政策課
電話：0997-52-1111 (内線：5306)
E-mail：work@city.amami.lg.jp